様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　寒河江市長　　　　　　　　　　様

申請者氏名

寒河江市さがえ心地体験住宅事業利用申請書

　寒河江市さがえ心地体験住宅事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、下記のとおり申請いたします。

|  |
| --- |
| □申請者は要綱第４条に掲げる要件のすべてに該当する者に相違ありません。□申請者は要綱第９条から第１６条に掲げる事項のすべてに同意し、遵守することを誓約します。 |
| 申請者 | 　 |  | 生年月日（年齢） | 年 月 日（　　　） |
| 住　所 | 〒 |
| 連絡先 | 携帯電話：　　　　　　　　　　　自宅電話：Eメール： |
| 利用期間 | Ⓐ　　　　年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日まで　（　　泊　　日） |
| 到着および出発の予定 | 市役所への到着予定：利用開始日の　午前・午後　　　　時　　　　分頃施設からの出発予定：利用終了日の　午前・午後　　　　時　　　　分頃 |
| 利用区分 | ワーケーション　・　移住体験　　　（　　回目の利用　） |
| 同　行　者　等 | 間柄 | 　　　　 | 性別 | 生年月日（年齢） | 職業又は勤務先 | 特記事項 |
| 本人 | 　　　　　　 |  |  |  |  |
|  |  |  | 　　年　　月　　日（　　） |  |  |
|  |  |  | 　　年　　月　　日（　　） |  |  |
|  |  |  | 　　年　　月　　日（　　） |  |  |
|  |  |  | 　　年　　月　　日（　　） |  |  |
| 車庫 | 使用する　・　使用しない |
| 冬季利用関係事項 | Ⓐの期間の終了後、続けて利用を □希望する（　　年　　月　　日まで） □希望しない※１２月１日から翌年２月の末日までの期間は、利用が終了した日から間を空けず、続けて利用することが可能です。（同じ年度内で合計９０泊まで）この欄は、今回申請する利用期間の終了後、上記に該当する利用の意向及び予定期間を記載するものです。続けての利用を希望する場合、その都度申請が必要になります。この欄の記入だけでは申請となりませんのでご注意ください。 |

添付書類

⑴　寒河江市さがえ心地体験住宅事業利用計画書（様式第２号）

⑵　申請者の本人確認書類（運転免許証等の顔写真付きのものの写し）

⑶　同行者全員の本人確認書類（現在の住所地が記載されているものの写し）

⑷　車庫を利用する場合、運転者の運転免許証および自動車の車検証の写し

**寒河江市さがえ心地体験住宅事業実施要綱要綱（抜粋）**

**第４条（対象者）**

施設を利用できる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とし、同行者は第１号及び第４号から第６号までの要件に該当する者とする。

⑴　ワーケーションを希望する者又は移住希望者で、市内での生活体験を希望する者。ただし、市内に住所を有する者との婚姻及び転勤による転入予定者は除く。

⑵　申請時点において、満２０歳以上であること。

⑶　同行者は４名以内であること。

⑷　外国人は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。

⑸　寒河江市暴力団排除条例（平成２４年市条例第１６号）第２条第２号及び同条第３号に規定される者でないこと。

⑹　市が情報発信を行う媒体への写真等の掲載、ソーシャルネットワーキングサービス等を介した情報発信、市からの依頼に基づくアンケート調査、取材、撮影等に協力できること。

**第９条　（使用料）**

施設の利用に係る使用料は無料とする。ただし、次に掲げる費用については、利用者が負担するものとし、第１号及び第２号に係る契約、準備等は、利用者が行うものとする（第１号及び第２号に規定する費用の負担、契約、準備等は、連続して１０泊１１日以上利用する場合に限る。）。

⑴　電気使用料

⑵　ガス使用料

⑶　飲食費その他日常生活に必要な消耗品の購入に要する費用

**第１０条　（遵守事項）**

利用者は、施設において、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　この要綱及び市長が別に定める施設利用についての留意事項を遵守し、その指示に従うこと。

⑵　火気の取扱い及び寒冷期の給排水の凍結に注意すること。

⑶　その他市長の指示に従うこと。

**第１１条　（制限される事項）**

利用者は、施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為

⑵　興行、展示会その他これに類する催しの開催

⑶　文書、図書その他の印刷物の掲示又は配布

⑷　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為

⑸　特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為

⑹　近隣住民に迷惑を及ぼす行為

⑺　施設の全部若しくは一部の転貸又はその利用の権利の譲渡

⑻　危険物及び危険のおそれがある物の持ち込み

⑼　薬物、違法薬物又は危険ドラッグ等の製造、栽培、販売、保管及び陳列

⑽　その他本事業の目的に反する行為

**第１２条　（状況の調査）**

市長は、必要があると認めたときは、利用者に対し報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

２　市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設に立ち入ることができるものとする。

**第１３条　（決定の取消し）**

市長は、第１０条及び第１１条の規定に反する行為があったと認めるときは、施設の利用の決定を取り消すことができる。

**第１４条　（事業の中止）**

市長は、災害、その他のやむを得ない理由により事業の実施が困難であると認めるときは、事業を中止することができる。

**第１５条　（明渡し）**

利用者は、利用期間が満了したとき、許可が取り消されたとき又は事業が中止されたときは、直ちに、施設を明け渡さなければならない。

**第１６条　（損害賠償）**

利用者は、その利用により施設の建物及び備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める理由があるときは、この限りでない。

２　利用者は、施設の建物及び備品等に損害を与えたときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

３　市長は、利用者が第１項の規定による原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

４　市長は、第１３条及び第１４条の規定に基づく決定の取り消し又は事業の中止によって利用者が受けた損害について、その責を負わない。